下関市立大学教育・学生支援機構規程

令和７年２月26日

規　程　第　２　号

改正　令和８年９月29日規程第16号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　機構は、下関市立大学（以下「本学」という。）の教育理念及び方針等に基づき、教育・学生支援に関する施策を総合的に推進し、本学の教育及び学生支援の充実及び改善を図ることを目的とする。

２　前項の目的を達成するため、機構は、各学部・研究科等の学内組織と相互に連携するものとする。

（組織）

第３条　機構に、次の部及びセンターを置く。

(1) 学務部

(2) 入試部

(3) キャリアセンター

(4) 相談支援センター

２　各部及び各センターに関し必要な事項は、別に定める。

（業務）

第４条　機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　前条第１項各号に定める部及びセンターが実施する事業の総括に関すること。

(2) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（機構長）

第５条　機構に機構長を置く。

２　機構長は、機構を統括する。

（副機構長）

第６条　機構に副機構長を置く。

２　副機構長は機構長を補佐し、機構長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月29日規程第16号）

この規程は、令和８年９月２９日から施行する。